

平成18年度 特定港湾施設整備事業基本計画について

本整備計画は、港湾整備促進法に基づき、特定港湾施設整備事業に要する費用に充てる資金調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるとされている。

内閣の承認を得た整備計画に基づいて行う特定港湾施設整備事業に対し、政府又は日本郵政公社は、必要な資金の融通に努めることとなる。

1. 平成18年度特定港湾施設整備事業（港湾関係起債事業）の事業規模 (単位：百万円)

事業区分	事業費
港湾機能施設整備事業	33,361
臨海部土地造成事業	22,539
合計	55,900

(特定港湾施設整備事業とは)

特定港湾施設整備事業は地方債を充当して行う次の二つの事業で構成される。

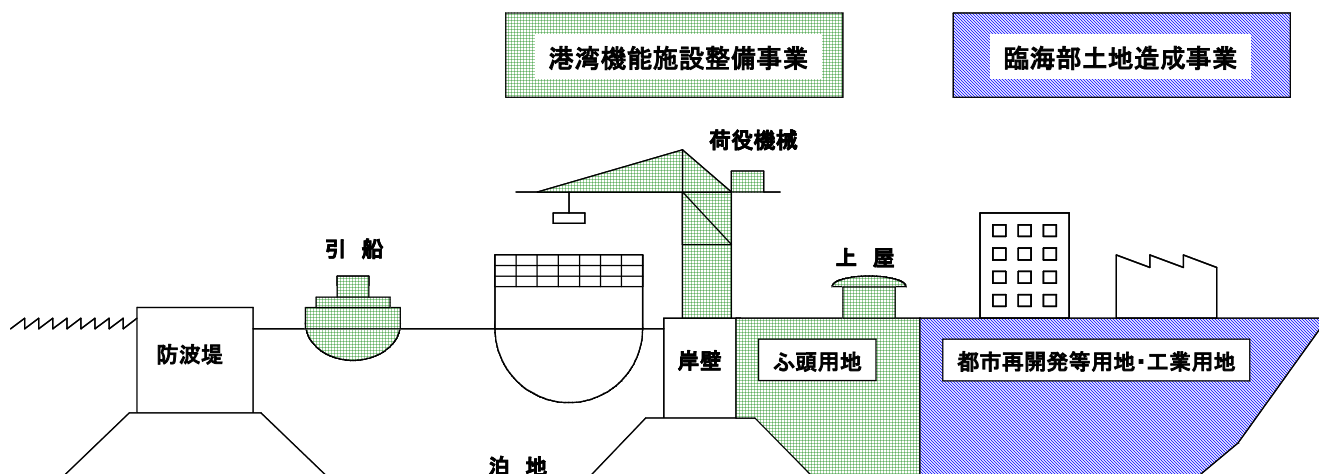
① 港湾機能施設整備事業

港湾整備事業（公共事業）で実施する岸壁等の港湾施設と一体となって機能する上屋、荷役機械、ふ頭用地等の整備に関する事業。

② 臨海部土地造成事業

公共ふ頭の整備と連携する港湾関連用地、都市化の進展に対応するための用地、地域の活力を支える産業のための用地等の造成に関する事業。

特定港湾施設整備事業概念図



注) 白抜きの施設（防波堤・岸壁・泊地等）は、公共事業（港湾整備事業）によって整備される。

2. 平成18年度特定港湾施設整備事業基本計画書 資料－1 参照

3. 平成18年度特定港湾施設整備事業基本計画の概要 資料－2 参照